

緑化市民運動申請の流れ

配布対象：樹木（花苗不可）・肥料・支柱など

1. 申請書提出時（必要書類）

- ① 申請書
- ② 緑化計画書
- ③ 植栽場所の地図
- ④ 植栽承諾書

〔注意事項〕

- ・印鑑 すべて同じ印かん（シャチハタ等不可）で押印

2. 市役所（環境共生課担当職員）と現地立会

3. 決定通知書を送付

業者決定後、申請者と業者で樹木の納品日時など詳細を打ち合わせ

4. 樹木受領・植栽完了

10日以内に完了報告書を提出（必要書類）

- ① 完了報告書
- ② 管理同意書
- ③ 写真帳（植栽前、作業中、植栽後を貼付）

〔注意事項〕

- ・印鑑 申請書（提出時）と同じ印かんで押印

〈ご注意〉

- ・1団体につき年1回（上限30万円）限りです
- ・公民館・公園など公共の場所に植栽してください
- ・市民の皆さんで植栽（作業）してください
- ・樹木の管理は申請された皆さんで行ってください

樹木の種類にもよりますが、植栽に向いている時期があります。

一般的に11月から3月が適期です。凍結の恐れのある厳寒期や夏の暑い時期の植え付けは避け、梅雨は根が活着しにくいいため注意が必要です。

(植栽適否表)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
◎	△	◎	○	○						◎	◎

◎最適 ○適している △霜などに注意

※植栽の適した時期はその年の気候によって異なりますので、上表は目安としてご利用ください。

植栽時期については、ご相談ください。

申請時と植栽時期が開き過ぎないように提出される際の参考にしてください。

申請から樹木配布まで1ヶ月程度時間がかかりますので、余裕を持って申請ください。

ご不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

よろしく申し上げます。

環境共生課 緑化推進班 東園 (TEL096-328-2352)